

埼玉県警察本部訓令第35号

埼玉県警察第二機動隊の設置および運営に関する訓令を次のように定める。

昭和45年10月24日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察特別機動隊及び埼玉県警察第二機動隊の設置及び運営に関する訓令

(概要)

集団警備力の充実強化を図るため第二機動隊を設置するに当たり

- 任務
- 人員・編成

等について定めている。